

# 運 転 管 理 要 領

## (目 的)

第1条 この要領は、中札内浄化センターの運転管理に係る基本事項を定めるものである。

## (運転水位)

第2条 下水道管渠施設の機能保持及び溢水事故を防止するため、処理場流入管渠の水位は、2.6m以内で運転すること。

## (揚水ポンプの運転)

第3条 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、処理場流入管渠及びポンプ井の汚泥堆積やスカム発生を防止するために、1日1回は管底まで水位を下げる低水位運転を実施すること。

## (機器の運転)

第4条 機器の運転は、機器の機能及び性能を保持し設備の保全管理を行うために、予備の機器を含め一定期間ごとに稼動機を交代して運転を行うこと。

## (排出基準値及び管理目標値)

第5条 中札内浄化センターの管理運営において、異常な流入水以外、下記の性能を満たさなければならない。

	項 目	規 制 項 目	放流排出基準値	目 標 値
1	放流水質	pH	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
2	放流水質	BOD	15 mg/l以下	15 mg/l以下
3	放流水質	SS	40 mg/l以下	35 mg/l以下
4	放流水質	大腸菌数	3,000 個/ml	50 個/ml
5	放流水質	COD		20 mg/l以下
6	放流水質	透視度		30 cm以上
7	脱水汚泥性状	含水率		88 %以下

## 《中札内浄化センター水質試験要領》

試験項目	単位	採水箇所						
		流入	デタッチ2系列	終沈2系列	放流水	返送2系列	濃縮	工場排水
水温	℃	○	○	○	○	○		○
透視度	Cm	○		○	○			○
PH		○	○	○	○	○		○
SS	mg/l	△		△	△			●
COD	mg/l	△		△	△			●
SV	%		○			△		
MLSS	mg/l		△			△		
VSS	mg/l		△			△		
VSS/SS	mg/l		△			△		
SVI	mg/l		△					
蒸発残留物	mg/l						▲	
アルカリ度	mg/l	□	□	□	□	□		○
BOD	mg/l	●			●			
大腸菌群数	個/l				●			
残留塩素	mg/l				○			

※測定回数：○は毎日（土曜、日曜、祭日は運転上支障ない場合減ずることができる）、

△は週2回、□は週1回、●は月2回、▲は必要に応じて行う。

※必要に応じて24時間試験をサンプラーを用いて実施する。

※流入水全窒素6回/年、ノルマルヘキサン（動植物油脂類）2回/年、放流水43項目2回/年、脱水汚泥25項目1回/年、脱水汚泥成分分析1回/年、BOD等2回/年は、検査機関に依頼し、検査費用は中札内村負担する。